「（107）　有限会社ネットフォー（佐賀県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送及び電気通信事業に係るものに限る。）　同　」を
「（107）　有限会社ネットフォー（佐賀県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」に、
「（108）　佐賀シティビジョン株式会社（佐賀県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送及び電気通信事業に係るものに限る。）　同　」を
「（108）　佐賀シティビジョン株式会社（佐賀県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」に、
「（109）　九州テレ・コミュニケーションズ株式会社（長崎県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送及び電気通信事業に係るものに限る。）　長崎県知事　」を
「（109）　九州テレ・コミュニケーションズ株式会社（長崎県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　長崎県知事　」に、
「（110）　諫早ケーブルテレビジョン放送株式会社（長崎県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送及び電気通信事業に係るものに限る。）　同　」を
「（110）　諫早ケーブルテレビジョン放送株式会社（長崎県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」に、
「（111）　株式会社ケーブルテレビジョン島原（長崎県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送及び電気通信事業に係るものに限る。）　同　」を
「（111）　株式会社ケーブルテレビジョン島原（長崎県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」に、
「（112）　西九州電設株式会社（長崎県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送及び電気通信事業に係るものに限る。）　同　」を
「（112）　西九州電設株式会社（長崎県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」に、
「（113）　熊本ケーブルネットワーク株式会社（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　熊本県知事　」を
「（113）　株式会社ＪＣＮくまもと（熊本県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　熊本県知事　」に、
「（114）　シーティービーメディア株式会社（大分県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送及び電気通信事業に係るものに限る。）　大分県知事　」を
「（114）　シーティービーメディア株式会社（大分県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　大分県知事　」に、
「（115）　大分ケーブルテレコム株式会社（大分県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送及び電気通信事業に係るものに限る。）　同　」を
「（115）　大分ケーブルテレコム株式会社（大分県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」に、
「（117）　沖縄ケーブルネットワーク株式会社（沖縄県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送及び電気通信事業に係るものに限る。）　沖縄県知事　」を
「（117）　沖縄ケーブルネットワーク株式会社（沖縄県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　沖縄県知事　」に
改める。

第二号２中

「（　8）　西部瓦斯株式会社（熊本支店に係るものを除く。）　」を
「（　8）　筑後ガス圧送株式会社　」に
改める。

第二号５中

「（15）　株式会社ケイ・オプティコム　」を
「（15）　株式会社ケイ・オプティコム
（16）　株式会社長崎ケーブルメディア　」に
改める。

第二号８中

「（10）　株式会社ＵＳＥＮ（電気通信事業設備のうち二以上の道府県にわたって所在するものに限る。）　」を
「（10）　株式会社ＵＳＥＮ（二以上の道府県にわたって所在する有線放送に係るものに限る。）　」に、
「（24）　大田ケーブルネットワーク株式会社（二以上の道府県にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　」を
「（24）　株式会社ＪＣＮ大田ケーブルネットワーク（二以上の道府県にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　」に、
「（30）　株式会社長崎ケーブルメディア（二以上の道府県にわたって所在する有線テレビジョン放送及び電気通信事業に係るものに限る。）　」を
「（30）　株式会社長崎ケーブルメディア（二以上の道府県にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　」に
改める。

○財務省告示第百十五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年三月四日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年四月九日　　財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第三百四十八回）

二　発行の根拠法律及び条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第二項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第二項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　争者国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行額　額面金額で五兆二千九百六十九億円

ロ　争者国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千四百三十億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　五兆二千九百六十一億千四百四十一万八千円

ロ　争者国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千四百二十九億三千四百四十三万六千円